

最高速度違反による交通事故対策検討会の開催について

平成 20 年 12 月 17 日
交通対策本部長決定
平成 21 年 4 月 22 日改正

1 趣旨

最高速度違反による交通事故等に関し、我が国における発生状況及び諸外国における当該交通事故対策の現状を踏まえ、速度抑制装置の装着を始めとする今後の諸対策の在り方について検討を行うため、「最高速度違反による交通事故対策検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 座長は、検討会の議事を整理する。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- (5) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3 議事の公表

座長は、検討会の終了後、速やかに、当該検討会の議事要旨を作成し、これを公表する。また、一定期間経過した後に、当該検討会の議事録を作成し、検討会に諮った上で、これを公表する。

4 庶務

検討会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において処理する。

5 その他

前各項に掲げるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

